

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

日本では、衛生度や清潔度が高く、医療水準も世界トップクラスと言われている。

しかし、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれており、特に、医療的なケアや継続的な支援が必要とされる 1,500 グラム未満の極低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らし、命を守るため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。

しかし、早産や極低出生体重児で生まれた場合、何らかの理由で母親から十分な母乳が得られないケースがあり、寄附された母乳であるドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

母乳が出るまでの命のつなぎとなるドナーミルクは、母親の負担を減らすだけでなく、乳児に対しても人工乳に比べて、重い腸の病気である壊死性腸炎の発症リスクを大幅に下げると言われるように、免疫力が低い赤ちゃんの感染症や合併症を防ぐ効果が認められている。

そのような重要なドナーミルクは、現在、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの 2 法人が国内 3 か所の母乳バンク拠点の運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、食品なのか医薬品なのかといった法的な定義すら明確でなく、法的な仕組みとしては位置づけられていない。

利用においても、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていることに加え、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

また、ドナーミルク自体の社会的認知は決して高いと言えない現状にあるため、産婦健康診査や産後ケアの場を活用し、母乳を寄附してくれるドナーを増やす周知を行うこと、医療現場や国民に対して、ドナーミルクの重要性を広く発信することが喫緊の課題である。

したがって国会又は政府においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的位置づけを 1 日も早く明確化すること。

- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 産婦健康診査時や産後ケア等の場を活用し、情報提供の機会をさらに広げること。
また、ドナーミルクの重要性や正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 16 日

岸和田市議会